

# 教育委員会定例会日程

平成31年3月19日

## 1 開 会

## 2 前回会議録の承認

## 3 会議録署名委員の決定

## 4 議事

### 日程第1

#### 議案第8号

小田原市図書館運営方針について（継続審議） （図書館）

### 日程第2

#### 議案第15号

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について （文化財課）

### 日程第3

#### 議案第16号

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について （教育総務課）

### 日程第4

#### 議案第17号

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について （教育総務課）

### 日程第5

#### 議案第18号

公立幼稚園の基本方針について （教育指導課）

### 日程第6

#### 報告第2号

事務の臨時代理の報告（平成31年3月補正予算（追加議案））について （教育部）

## 5 その他

平成30年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について （資料1 教育総務課）

6 議事

日程第7

議案第19号

教育委員会職員の人事異動について【非公開】

(教育部)

7 閉会

小田原市図書館運営方針（案）

基本理念	基本方針	各館の重点方針	
		中央図書館（かもめ図書館） 司令塔となる図書館	小田原駅東口図書館 アクセスしやすい『出会う図書館』
<p><b>出会う図書館</b></p> <p>小田原市図書館は、本や情報と出会い、人と出会い、新たな自分に出会う場として、市民の豊かな暮らしを支援していきます。</p>	<p><b>1 広範な本や情報の提供</b></p> <p>市民の多様な知的好奇心に応えるとともに、新たな課題への気づきや解決への道筋を探るため、広範な本や情報を収集、提供していきます。</p>	<p><b>多様なニーズに対応する本や情報の提供</b></p> <p>多様なニーズに対応する広範な図書を、<u>バリアフリー資料も含め</u>バランス良く揃えるとともに、郷土の歴史や文学に関する専門的な内容も含めた幅広いレファレンスサービスを提供し、市民の文化的な生活を支援していきます。</p>	<p><b>現代社会の課題に即した新鮮な本や情報の提供</b></p> <p><u>利用者層を意識した</u>新鮮度の高い図書を多く揃えるとともに、<u>多文化・多言語資料の収集にも努め</u>、充実したレファレンスサービスの提供により、現代社会の実情に即した課題解決の支援をしていきます。</p>
	<p><b>2 読書活動の振興</b></p> <p>読書が、人間の成長や文化の発展に果たす役割を踏まえ、文字・活字文化に親しみ、言語力を涵養する機会として市民の読書活動の振興を図っていきます。</p>	<p><b>活発な読書活動を促す環境の充実</b></p> <p>読書の楽しみを提供する図書館活動や、図書館ネットワークシステム、自動車文庫サービス等を通じて、市内の広範囲に図書サービスが行きわたるよう環境の充実を図ります。</p>	<p><b>読書に対する興味・関心の喚起</b></p> <p>本と接する習慣を生み出す場として、活字離れが顕著な世代等を中心に読書に対する興味や関心を呼び起こし、<u>多様な</u>読書活動の振興を図ります。</p>
	<p><b>3 次世代育成の推進</b></p> <p>次世代を担う子どもたちの生きる力を伸ばしていくため、本や情報に親しむ場を提供し、健やかな成長を支援していきます。</p>	<p><b>子ども読書活動の推進</b></p> <p>子どもが読書習慣を身につけ、本に親しむことができるよう各種事業を実施するとともに、保育・教育施設等との連携により就園児や児童、生徒を中心として読書活動の推進を図ります。</p>	<p><b>子育て世代への情報提供と中高生世代の学習支援</b></p> <p>子育て支援センター等との連携により、乳幼児期から本に親しむ場や子育てに役立つ情報を提供するとともに、中高生世代の心身の成長や進路選択に寄与し、学習活動の支援に繋がる展開をしていきます。</p>
	<p><b>4 地域資産の継承</b></p> <p>先人たちが残してきた貴重な資料を収集、保存し、郷土の歴史、文学、芸術等の文化や産業、風土等に光を当て、地域固有の資産として継承していきます。</p>	<p><b>地域資料の保存、研究</b></p> <p>地域資料を収集、保存し、その活用を図るため地域資料室機能を設置、運営するとともに、本市の文学をはじめとする地域資産の発掘、研究、認知の拡大に努めます。</p>	<p><b>地域資料を活用した地域の魅力の発信</b></p> <p>郷土の文化や産業等に関連する資料や、現代で活躍するゆかりの人物の著作物等を活用し、<u>市民や小田原を訪れる様々な人に、地域の</u>魅力を幅広く発信していきます。</p>
	<p><b>5 心地よい空間の創出</b></p> <p>利用者が心地よく滞在できる空間を創出するとともに、障がいのある人や日本語を母語としない人なども安心して利用できる環境を整えます。</p>	<p><b>緑豊かな滞在型図書館</b></p> <p>誰もが落ち着いて学び、考えることができる場であるように、緑豊かな静かな環境と、ゆとりある空間を生かした滞在型図書館としての環境を整えていきます。</p>	<p><b>利便性に優れた都市型図書館</b></p> <p>駅至近の立地から、短時間でも誰もが気軽に利用でき、また、知的好奇心を刺激し、最新の情報に接する場として、市街地ならではの魅力あるライフスタイルを実感できる空間を創出します。</p>
	<p><b>6 関係機関等との連携</b></p> <p>図書館の持つ知的資産を最大限に生かすため、各種事業を関係機関と連携し、図書館サービスを充実していきます。</p>	<p><b>図書館ボランティアの活動促進と関係機関等との連携</b></p> <p>図書館ボランティアの活動を促進するとともに、関係機関、団体等との連携を図ることで事業の多様性を広げ、図書館の発信力を高めていきます。</p>	<p><b>立地を生かした事業連携</b></p> <p>図書館が設置される複合ビル内の他施設や小田原駅周辺の事業者、市民団体等と連携した事業を展開することにより、連携機関等の活性化や発展、地域の振興に寄与します。</p>

## 図書館運営方針修正案について

修正箇所は下線部です。

### 1. 中央図書館重点方針

#### (1) 多様なニーズに対応する本や情報の提供

##### **「バリアフリー資料も含め」を追加**

理由：東口図書館に「多文化・多言語資料」を追加した案を図書館協議会に示したところ、委員から追加意見があったため。

※バリアフリー資料（バリアフリー図書）とは、障がいのある方も楽しめるように配慮されたもので、大活字本、朗読データ、点字本、バリアフリー視聴覚資料（字幕や副音声のあるものなど）があり、かもめ図書館では、これらの資料を既に収集しているとともに、バリアフリー映画会を開催する等、資料を活用した事業も行っています。

### 2. 小田原駅東口図書館重点方針

#### (1) 現代社会の課題に即した新鮮な本や情報の提供

##### **「利用者層を意識した」「多文化・多言語資料の収集にも努め、」を追加**

理由：吉田委員意見及び森本委員の意見を反映。

※吉田委員意見のうち「小田原の発信」については、(3)の叙述と合わせて読み取っていただくこととなりますが、外国人を含めた観光客も想定した多様な利用者層を意識した資料収集を考えています。外国語の日本ガイド本などの他、現在、市立図書館でボランティアによる「英語の絵本の読み聞かせ」の人気の高いことから外国語の絵本、英語学習の実践に繋がるような書籍（日本でも人気の高い海外文学の英語版など）も取り入れていきたいと考えています。

#### (2) 読書に対する興味・関心の喚起

##### **「多様な」を追加**

理由：和田委員の意見を反映。

※電子媒体による読書等、将来の可能性も含め「多様な」としてしています。

#### (3) 地域資料を活用した地域の魅力の発信

##### **「市民や小田原を訪れる様々な人に、地域の」を追加**

理由：吉田委員の意見を反映。

※前案では「小田原の魅力」としていましたが、言葉が重なるため「地域の」と変更しました。

議案第 8 号

小田原市図書館運営方針について

小田原市図書館運営方針について、議決を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日 提出

小田原市教育委員会

教育長 栢 沼 行 雄

## 小田原市図書館運営方針(案)

基本理念	基本方針	各館の重点方針	
		中央図書館（かもめ図書館） 司令塔となる図書館	小田原駅東口図書館 アクセスしやすい『出会う図書館』
<b>出会う図書館</b> 小田原市図書館は、本や情報と出会い、人と出会い、新たな自分に出会う場として、市民の豊かな暮らしを支援していきます。	<b>1 広範な本や情報の提供</b> 市民の多様な知的好奇心に応えるとともに、新たな課題への気づきや解決への道筋を探るため、広範な本や情報を収集、提供していきます。	<b>多様なニーズに対応する本や情報の提供</b> 多様なニーズに対応する広範な図書をバランス良く揃えるとともに、郷土の歴史や文学に関する専門的な内容も含めた幅広いレファレンスサービスを提供し、市民の文化的な生活を支援していきます。	<b>現代社会の課題に即した新鮮な本や情報の提供</b> 新鮮度の高い図書を揃えるとともに、充実したレファレンスサービスの提供により、現代社会の実情に即した課題解決の支援をしていきます。
	<b>2 読書活動の振興</b> 読書が、人間の成長や文化の発展に果たす役割を踏まえ、文字・活字文化に親しみ、言語力を涵養する機会として市民の読書活動の振興を図っていきます。	<b>活発な読書活動を促す環境の充実</b> 読書の楽しさを提供する図書館活動や、図書館ネットワークシステム、自動車文庫サービス等を通じて、市内の広範囲に図書サービスが行きわたるよう環境の充実を図ります。	<b>読書に対する興味・関心の喚起</b> 本と接する習慣を生み出す場として、活字離れが顕著な世代等を中心に読書に対する興味や関心を呼び起こし、読書活動の振興を図ります。
	<b>3 次世代育成の推進</b> 次世代を担う子どもたちの生きる力を伸ばしていくため、本や情報に親しむ場を提供し、健やかな成長を支援していきます。	<b>子ども読書活動の推進</b> 子どもが読書習慣を身につけ、本に親しむことができるよう各種事業を実施するとともに、保育・教育施設等との連携により就園児や児童、生徒を中心として読書活動の推進を図ります。	<b>子育て世代への情報提供と中高生世代の学習支援</b> 子育て支援センター等との連携により、乳幼児期から本に親しむ場や子育てに役立つ情報を提供するとともに、中高生世代の心身の成長や進路選択に寄与し、学習活動の支援に繋がる展開をしていきます。
	<b>4 地域資産の継承</b> 先人たちが残してきた貴重な資料を収集、保存し、郷土の歴史、文学、芸術等の文化や産業、風土等に光を当て、地域固有の資産として継承していきます。	<b>地域資料の保存、研究</b> 地域資料を収集、保存し、その活用を図るため地域資料室機能を設置、運営するとともに、本市の文学をはじめとする地域資産の発掘、研究、認知の拡大に努めます。	<b>地域資料を活用した地域の魅力の発信</b> 郷土の文化や産業等に関連する資料や、現代で活躍するゆかりの人物の著作物等を活用し、小田原の魅力を幅広く発信していきます。
	<b>5 心地よい空間の創出</b> 利用者が心地よく滞在できる空間を創出するとともに、障がいのある人や日本語を母語としない人なども安心して利用できる環境を整えます。	<b>緑豊かな滞在型図書館</b> 誰もが落ち着いて学び、考えることができる場であるように、緑豊かな静かな環境と、ゆとりある空間を生かした滞在型図書館としての環境を整えていきます。	<b>利便性に優れた都市型図書館</b> 駅至近の立地から、短時間でも誰もが気軽に利用でき、また、知的好奇心を刺激し、最新の情報に接する場として、市街地ならではの魅力あるライフスタイルを実感できる空間を創出します。
	<b>6 関係機関等との連携</b> 図書館の持つ知的資産を最大限に生かすため、各種事業を関係機関と連携し、図書館サービスを充実していきます。	<b>図書館ボランティアの活動促進と関係機関等との連携</b> 図書館ボランティアの活動を促進するとともに、関係機関、団体等との連携を図ることで事業の多様性を広げ、図書館の発信力を高めていきます。	<b>立地を生かした事業連携</b> 図書館が設置される複合ビル内の他施設や小田原駅周辺の事業者、市民団体等と連携した事業を展開することにより、連携機関等の活性化や発展、地域の振興に寄与します。

議案第 15 号

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について、議決を求める。

平成 31 年 3 月 19 日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員候補者名簿

(任期 平成31年4月1日～平成33年3月31日)

氏名	職業等	専門	新・再
おわだ てつお 小和田 哲男	大学名誉教授	中世	再任
おがさわら きよし 小笠原 清	報徳博物館館長	城郭	再任
あさくら なおみ 浅倉 直美	埼玉県文化財保護審議会委員	中世	再任
おかもと たかゆき 岡本 孝之	考古学研究者	考古学	再任
おざわ あさえ 小沢 朝江	大学教授	建築史	再任
こいで かずお 小出 和郎	株式会社都市環境研究所 代表取締役所長	都市工学	再任
たなか てつお 田中 哲雄	日本城郭研究センター名誉館長	造園	再任
みやうち やすゆき 宮内 泰之	大学准教授	造園	再任
いとう まさよし 伊藤 正義	大学教授	考古学	再任
さとう まさと 佐藤 正知	島田宿大井川川越遺跡 整備委員会委員	史跡	新任
すぎもと ふみこ 杉本 史子	大学教授	近世	再任



## 史跡小田原城跡調査・整備委員会委員新任候補者名簿

### 【新任候補者】

選出区分	学識経験者（史跡）
氏名	佐藤 正知
住所	静岡県静岡市駿河区東新田二丁目
生年	昭和32年
備考	元文化庁主任文化財調査官（史跡部門） 島田宿大井川川越遺跡整備委員会委員 木簡学会会員
委嘱期間	平成33年3月31日まで

### 【前任者】

選出区分	学識経験者（建築史）
氏名	亀井 伸雄

議案第16号

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成31年3月19日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正  
する規則

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条教育部教育総務課の事務分掌(15)中「及び学区の編制」を削り、同課の事務分掌中(20)を(21)とし、(19)を(20)とし、(18)の次に次のように加える。

(19) 放課後子ども教室に関すること。

第3条教育指導課の事務分掌中(18)を(19)とし、(12)から(17)までを1ずつ繰り下げ、(11)の次に次のように加える。

(12) 通学区域の変更（学校の規模の適正化に係るものを除く。）に関すること。

**附 則**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

放課後子ども教室を教育総務課の事務分掌に位置付けるほか、所要の改正を行うため改正する。

[内 容]

- 1 教育総務課の事務分掌として「放課後子ども教室に関する事項」を追加する。
- 2 教育総務課の事務分掌から学区の編成に関するものを削除し、教育指導課の事務分掌に「通学区域の変更（学校の規模の適正化に係るものを除く。）に関する事項」を追加する。

[適 用]

平成31年 4 月 1 日

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する  
規則 新旧対照条文

○小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第1号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>（事務分掌）</p> <p>第3条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 学校の規模の適正化に関する<u>こと</u>。</p> <p>(16)～(18) (略)</p> <p><u>(19) 放課後子ども教室に関すること。</u></p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>教育指導課</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 通学区域の変更（学校の規模の適正化に係るものを除く。）に関する<u>こと</u>。</u></p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p>	<p>（事務分掌）</p> <p>第3条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 学校の規模の適正化<u>及び学区の編成</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(16)～(18) (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>教育指導課</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p>



議案第 17 号

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成 31 年 3 月 19 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第17号中「、委員の任免」を削る。

**附 則**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。



小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

教育委員会の権限に属する事務のうち、学校運営協議会に関する事項について所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 教育委員会の権限に属する事務（第2条関係）

学校運営協議会の委員の任免に関する事項を削除する。

[適 用]

平成31年4月1日

【参考】

(教育長の専決)

第4条 教育長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、教育長が特に重要若しくは異例に属するものと認めたとき又は教育委員会において要求があったときは、この限りでない。

(1) ～ (3) 略

(4) 附属機関の委員以外の委員の任免、委嘱及び解嘱に関すること。

(5) ～ (6) 略

2 教育長は、前項の規定により専決した場合において、当該専決に係る事項が特に重要と認めたとき又は教育委員会において必要と認めたときは、速やかに、教育委員会にその概要を報告しなければならない。

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）  
（抄）

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p><b>第2条</b> 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 学校運営協議会の設置及び適正な運営を確保するために必要な措置に関すること。</p> <p>(18)～(25) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(委任)</p> <p><b>第2条</b> 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 学校運営協議会の設置、委員の任免及び適正な運営を確保するために必要な措置に関すること。</p> <p>(18)～(25) (略)</p> <p>2 (略)</p>

議案第18号

公立幼稚園の基本方針について

公立幼稚園の基本方針について、議決を求める。

平成31年3月19日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

- 1 公立幼稚園における基本的な考え方については、「小田原市教育大綱」及び「小田原市学校教育振興基本計画」に加え、「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」（案）第4章就学前教育・保育の基本的な考え方として示している内容に基づくこと
- 2 公立幼稚園においては、既存園の統合・廃止を具体的にすすめていくこと
- 3 幼稚園の統合・廃止に合わせて、公立認定こども園の整備検討を開始し、早期の整備に向けて準備を進めること
- 4 就学前教育と保育を管轄する組織を統合していくこと

**小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方  
(案)**

**平成31年3月**

**小田原市**

**小田原市教育委員会**

## 目次

1. はじめに	1
2. 教育・保育を取り巻く状況	1
3. 本市の就学前教育・保育の現状と課題	1
(1) これまでの取組経過	1
(2) 市全体の就学前教育・保育ニーズの見込み	2
(3) 就学前教育・保育施設の現状と課題	3
4. 就学前教育・保育の基本的な考え方	5
(1) 就学前教育・保育の基本理念	6
(2) 目指す子ども像	7
(3) 就学前において重視する五つの側面	7
(4) 就学前における養護の重要性	8
5. 公立幼稚園・保育所の今後のあり方	9
(1) 公立施設が果たす役割	9
(2) 公立施設運営における今後の取組	11
6. 今後のスケジュール	12

## 1. はじめに

少子化の進展や女性の社会進出の増加等により、近年、乳幼児を取り巻く環境は大きく変化しています。本市においても幼稚園利用者数の減少が続いている反面、保育所の利用希望が増加しています。また、核家族化や地域コミュニティの弱まりなどを背景に、子育てに不安を抱える保護者が増加するなど、子どもを取り巻く環境や課題が多様化しています。

また、乳幼児期は、将来にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前における教育・保育は、子どもの豊かで健やかな育ちを支え、促す上で極めて重要な意義があると言われていいます。

こうした社会環境の変化や就学前教育・保育の重要性を考慮しつつ、これまで本市が実施してきた就学前教育・保育の取組や公立幼稚園・保育所の現状、今後のニーズ見込みなどを踏まえた公立幼稚園・保育所の基本的な考え方や役割、就学前教育・保育の課題や質の向上に向けた取組の方向性などを明確にするため、「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」として取りまとめることとしました。

## 2. 教育・保育を取り巻く状況

国は、都市部を中心に喫緊の課題となっている待機児童の解消と、女性就業率 80%に対応できるよう、平成 29 年に「子育て安心プラン」を発表し、平成 30 年度から平成 31 年度末までに全国で約 32 万人分の保育の受け皿整備を進めるとしています。

一方、国の「自治体戦略 2040 構想研究会」の報告によると、将来的に少子化と女性の就業率上昇に伴い、保育所ニーズは増加した後に横ばいで推移、幼稚園ニーズは大きく減少するとの見通しが示されており、今後は保育の量的ニーズの長期的見通しを立てるとともに、資源の活用を行っていくことが必要としています。さらには、教育・保育の量的ニーズの減少を質的向上の契機ととらえ、良質な施設の適正配置を行い、新たな教育的課題に対応できるよう職員の質的向上を行い、充実した環境を用意する必要があるともしています。

折しも、平成 30 年度からは文部科学省、厚生労働省それぞれにおいて、幼児教育・保育の質の確保・向上に関する検討会がスタートしており、新しく改訂され、保育内容が共通化された「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」を踏まえた教育・保育の質の確保方策の検討が進められています。

実際の就学前教育・保育の現場においては、保育所では保育ニーズの量的な高まりに対して、保育士の確保が大きな課題になっていますが、幼稚園・保育所とも、保育者の世代交代が進む中で、これまでに培ってきた保育の経験知の継承が課題となっています。

また、特別な支援や配慮の必要な子どもの増加や保育時間の長時間化、預かり保育への対応、仕事の責任の重さなどから、保育者の負担感は増大している状況にあります。

現在、国が中心になって、保育者の処遇改善をはじめ、質の向上に向けたスキルアップ、業務の効率化などにより働きやすい環境の整備が進められていますが、なお一層の取組が必要になっています。

## 3. 本市の就学前教育・保育の現状と課題

### (1) これまでの取組経過

本市においては、未来を担う子どもたちが、地域で見守られながら健やかに成長できる社会を実現することを最重要課題の一つとして、「命を大切にす小田原」の実現に向け、様々な子ども・子

育て支援、次世代育成支援の取組を行ってきました。

平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートするのに合わせ、平成 27 年 3 月に策定した「小田原市子ども・子育て支援事業計画」では、幼児期の教育・保育ニーズの量の見込みと確保内容を定めるとともに、喫緊の課題となっている待機児童の解消に向け、低年齢児を中心に増加する保育ニーズに対する受け皿確保の取組を進めています。

また、国が平成 29 年に発表した「子育て安心プラン」では、平成 32 年度末までの全国の待機児童解消と平成 34 年度末までの女性の就業率 80%に対応できる受け皿整備が求められており、ニーズの推移を見据えながら、引き続き、保育環境の整備に取り組んでいく必要があります。

一方、本市の就学前教育（幼稚園）は、平成 25 年 3 月に策定された「小田原市学校教育振興基本計画」を基に、教育内容の充実、幼保小の円滑な接続、預かり保育の拡充、3 歳児保育導入の検討、地域やスクールボランティアとの連携、私立幼稚園との連携等を図ってきました。

しかし、ここ数年、公立幼稚園各園で園児数の減少が続いている状況であるとともに、施設の老朽化の懸念もあり、平成 28 年 3 月に「今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針」を定め、公立幼稚園が果たすべき役割や、再編による適正配置、研究機能・保育機能の強化、特別支援教育の充実など、取組の方向性の整理を行いました。

また、「子ども・子育て支援法」による就学前教育・保育に係る共通の制度の創設や、幼稚園と保育所の機能を併せ持った「認定こども園」（※）の普及促進、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の内容の共通化など、就学前教育・保育の一体的な提供を進めやすい環境が整うなか、平成 30 年 3 月に改定された「小田原市学校教育振興基本計画」においても、幼保一体化の観点から、保育ニーズや地域バランス等を考慮しながら、認定こども園の早期設置を検討するとしています。

なお、本市の就学前教育・保育の提供は民間施設主導で取り組まれ、公立施設は児童人口が急増した昭和 40 年代から 50 年代にかけて、量的・区域的な不足を補うことを目的に整備されてきた経緯があることから、今後の公立幼稚園・保育所のあり方については、こうした点も踏まえ検討する必要があります。

(※) 認定こども園：保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れ、教育・保育を一体的に行う機能や地域における子育て支援を行う機能を持った施設
--

## （２）市全体の就学前教育・保育ニーズの見込み

本市の児童数は、1970 年代以降、出生数の減に伴い減少傾向にありますが、女性の社会参加の拡大や働き方の変化に伴う女性の就業率の上昇に比例して保育ニーズは増大傾向にあります。一方、保育ニーズの増大に対して幼稚園の利用数は減少傾向にあります。

市全体における就学前教育・保育のニーズ見込みを、推計児童人口と女性就業率予測に基づく保育申込率予測から推計すると次のようになります。

保育ニーズについては、国の待機児童の目標年（平成 32 年）を過ぎても、女性の就業率の上昇に応じた増加が見込まれますが、女性の就業率が 80%を越えると上昇率も鈍くなることが想定され、本市の女性の就業率は国の水準に近い状態にあることから、今後は大幅なニーズの増加はないものと見込まれます。

今回の推計においては、保育ニーズの上昇率が鈍化する一方で児童数の減少は続くことから、平成 37 年から平成 42 年の間で保育ニーズがピークアウトすることが見込まれます。

また、本推計における教育ニーズは、保育ニーズに相対して減少し、平成 42 年には 32 年に対して 6 割強まで減少することが見込まれます。

① <推計児童人口>

	H32 (2020)	H37 (2025)	H42 (2030)	H52 (2040)
0 歳	1,178 人	1,000 人	938 人	829 人
1～2 歳	2,542 人	2,255 人	2,115 人	1,869 人
3～5 歳	4,032 人	3,625 人	3,340 人	2,958 人
合計	7,752 人	6,880 人	6,393 人	5,656 人

※H32 数値は H29 子育て安心プラン作成時の過去の傾向に基づく推計値（4 月 1 日時点）

※H37～H52 数値は社人研「日本の地域別将来人口推計（H30 推計）」（いずれも 10 月 1 日時点）からの推計値

② <女性就業率予測を踏まえた保育申込率予測>

	H32 (2020)	H37 (2025)	H42 (2030)	H52 (2040)
女性就業率 (国)	77%	82%	84%	←
〃 (市)	77.8%	82.8%	84.8%	←
市保育申込率 0 歳	22.2%	28.7%	30.7%	←
1～2 歳	50.4%	60.9%	62.9%	←
3～5 歳	55.0%	62.5%	64.5%	←

※女性就業率(25～44 歳)：国は子育て安心プランにおける推計値をベースに H42 に女性の労働力率の上昇により概ね M 字カーブの窪みが解消された場合の推計値（平成 27 年労働力需給の推計：労働政策研究・研修機構）、市は H27 国勢調査からの推計値をベースにした国と同様条件の推計値。（H52 は H42 と労働力率に大きな変化がないと想定）

※市保育申込率：H30 の利用率実績や「子ども・子育て支援事業計画ニーズ量」を踏まえた利用率推計をベースに、女性就業率の上昇に比して一定の率で利用率が上昇すると仮定した推計値。（H52 は、H42 と労働力率に大きな変化がないと想定）

③ <教育・保育申込数推計>

	H32 (2020)	H37 (2025)	H42 (2030)	H52 (2040)
0 歳 保育	261 人	287 人	288 人	254 人
1～2 歳 保育	1,218 人	1,373 人	1,330 人	1,175 人
3～5 歳 保育	2,218 人	2,266 人	2,154 人	1,908 人
〃 教育	1,814 人	1,359 人	1,186 人	1,050 人

※教育・保育申込数推計の保育については、「児童人口推計」に対して「保育申込率予測」の割合を乗じて算出した推計値。教育については、3～5 歳の「児童人口推計」から保育の推計値を差し引いて算出した計算値であり、利用実績に基づく推計値ではない。

**(3) 就学前教育・保育施設の現状と課題**

就学前教育・保育を取り巻く環境が大きく変化するなか、幼稚園、保育所などの就学前教育・保育施設においては様々な課題が生じています。

①施設の利用状況



幼稚園利用は、公立、私立ともに定員に達していない状況にあります。特に公立幼稚園の利用率が低くなっています。園によっては、教育を行う上で適正な集団規模を確保することが難しい状況になってきています。

一方、保育所利用は、保育ニーズの上昇を反映して、公立、私立、小規模保育事業のいずれも高い利用率となっており、年度途中には産休明け等の入所対応により更に上昇が見込まれます。

本市の認定こども園は、私立のみですが、教育・保育とも高めの利用率となっています。

今後は就学前児童数の減少が見込まれることから、ニーズの変化も踏まえながら、教育・保育サービスの提供体制の調整を行っていくことが必要です。

#### ○幼稚園（平成30年5月1日現在）

	箇所数	定員数	利用児童数	利用率
公立幼稚園	6園	770人	304人	39.5%
私立幼稚園	10園	1,636人	1,155人	70.6%
合計	16園	2,406人	1,459人	60.6%

#### ○保育所（平成30年4月1日現在）

	箇所数	定員数	利用児童数	利用率
公立保育所	6園	550人	486人	88.4%
民間保育所	25園	2,621人	2,681人	102.3%
小規模保育事業	7園	118人	88人	74.6%
合計	38園	3,289人	3,255人	99.0%

#### ○認定こども園（平成30年4月1日現在）

	箇所数	定員数	利用児童数	利用率
保育利用	2園	87人	64人	73.6%
教育利用		195人	164人	84.1%
合計	2園	282人	228人	80.9%

※保育所、認定こども園の利用児童数は、いずれも市外の受託児童を含む

## ②保育ニーズへの対応

保育ニーズについては、ピークアウトを迎えると予測される平成37年度頃までは、待機児童の状況を見ながら対策を進めていく必要があり、ニーズの高い低年齢児への対応を中心に、地域性を踏まえながら受入体制を整えていくことが必要です。

また、幼稚園においても保育ニーズに応えられるよう、預かり保育や長期休暇中の保育の拡充が図られてきているほか、公立幼稚園では3歳児からの受入が求められています。

## ③特別な支援や配慮を必要とする子どもへの対応

障がいのある子どもや発達に専門的な支援が必要な子ども、アレルギー対応が必要な子どもなど、特別な支援や配慮が必要な子どもが増加しており、子ども一人ひとりに寄り添ったきめ細かな教育・保育を行うための職員の加配対応の必要性が高まっています。

また、支援や配慮が必要な子どもを受け入れるうえでの支援策として、臨床心理士等を派遣し保育士に助言を行う「早期発達支援事業」を実施していますが、訪問を希望する施設数も増加してお

り、更なる体制の充実が必要になっています。

#### ④幼児教育・保育内容の充実

平成30年4月に改訂された「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」を踏まえ、就学前教育・保育は、生涯にわたる人格形成やその後の義務教育の基礎を培う重要なものとして、更なる教育・保育内容の充実に向けた取組を進めていくことが必要です。

#### ⑤小学校以上の教育への円滑な接続

小学校との切れ目ない接続のため、小学校と幼稚園・保育所は個々に連携をとってきましたが、より一層の円滑な接続に向け連携を深めていくことが大切になっています。

#### ⑥幼保一体化に向けた対応

新しい「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」では、幼児教育を通して子どもに得てほしい力や「ねらい・内容」などについて同一の内容となっており、幼稚園と保育所の連携・協働が重要になってきています。

本市では、公立の幼稚園と保育所をそれぞれ運営してきたことから、その蓄積を生かした共通カリキュラムの作成や、教育・保育の一体的推進のための行政組織の体制づくりが必要です。

#### ⑦家庭・地域との連携

核家族化が進むとともに、地域と家庭との関係が希薄化する中で、就学前教育・保育には、すべての子育て家庭への支援が必要です。

#### ⑧公立施設の老朽化への対応

公立幼稚園は建築から40年以上、公立保育所は30年以上が経過し、老朽化が進んでおり、施設環境の改善が迫られています。

一方、公共施設全体の再編の検討において施設総量の削減が求められる中で、公立施設としての役割や必要性、老朽化の度合いなどを踏まえ、統合・廃止、建替え、改修など、中長期的視野に立った判断が必要です。

## 4. 就学前教育・保育の基本的な考え方

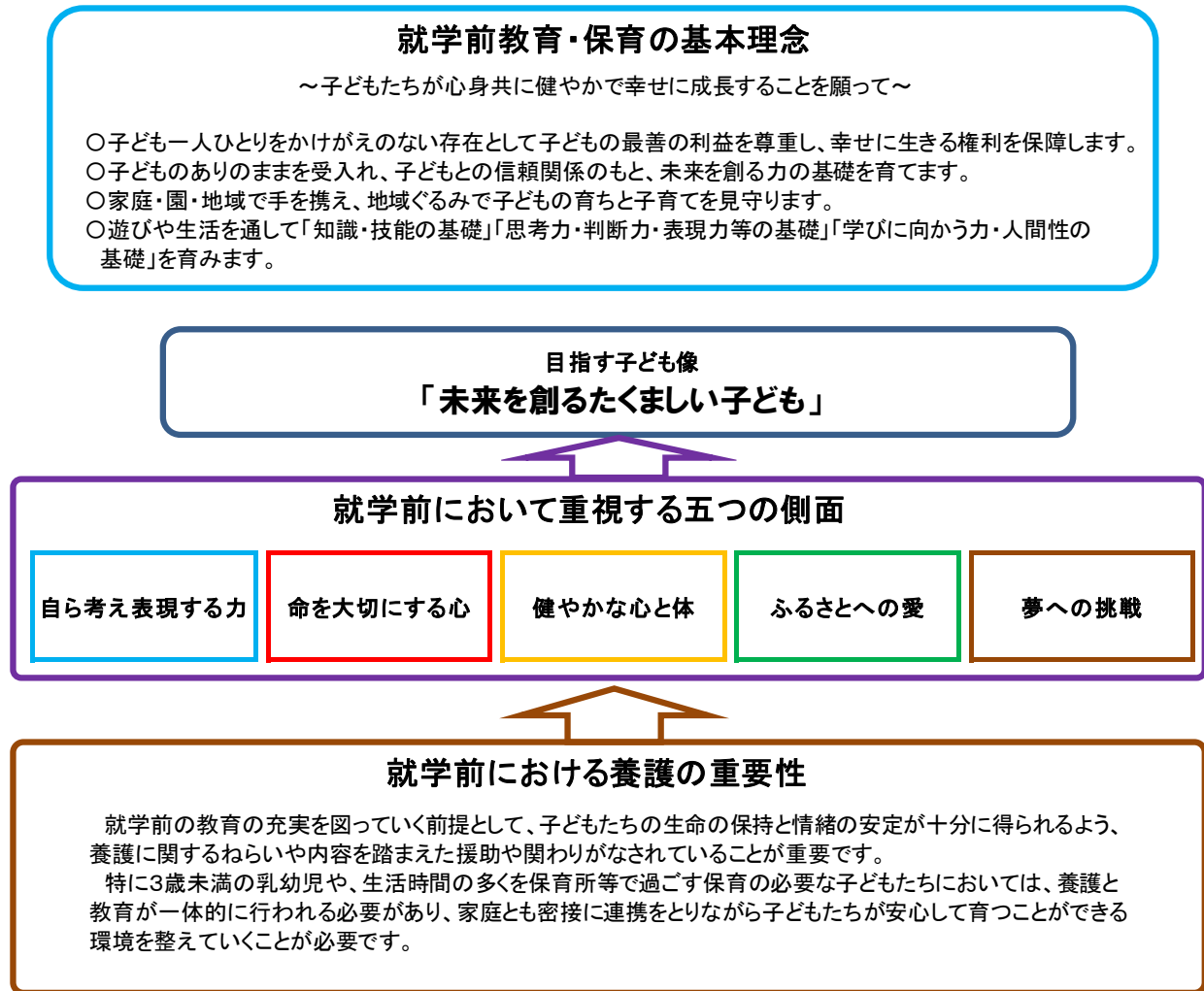
本市の公立幼稚園・保育所に共通する「就学前教育・保育の基本的な考え方」については「子どもを主体とする」ことを全ての基本に置きます。また、その前提として、保護者や保育者の援助や関わりにより、子どもたちの生理的な欲求が満たされ、安心して過ごすことができる環境が整えられている必要があります。

このように、安心感を持ちながら育つことができる基盤があってはじめて、子どもたちは情緒的に安定し、自分自身の自発的な活動を通して、意欲や意志力、自尊感情、粘り強さ、自己抑制、思いやりなどの非認知能力が培われ、学びに向かう意欲や態度が育まれるものと考えます。

また、就学前から小学校・中学校に繋がる一貫した目標が共有された上で、就学前の子どもの発達段階に合わせた適切な教育・保育が行われることが望ましいと考えます。

以上のような点を踏まえ、「基本理念」「目指す子ども像」「就学前に重視する五つの側面」「就学前における養護の重要性」を次のように位置付けます。

## <体系図>

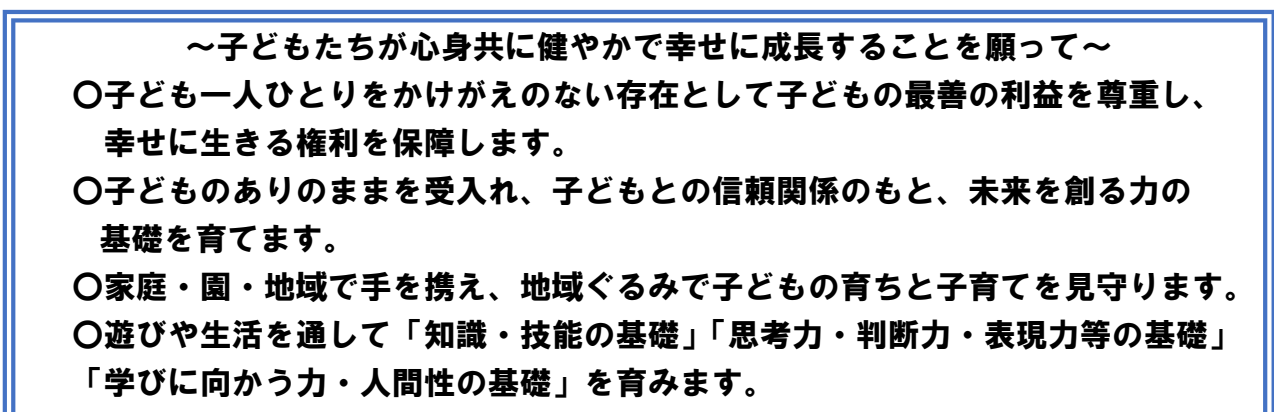


### (1) 就学前教育・保育の基本理念

乳幼児期は人格形成の基礎を培う重要な時期であり、子どもを第一に考え、子どもたちの命を尊重し、多様な資質を豊かに伸ばしていくことが重要です。そのためには、子どもたちと保育者との信頼関係を十分に築くことが何よりも必要です。また、保育者同士や保護者との信頼関係があつて初めて、子ども一人ひとりに向き合う質の高い教育・保育が可能で。

その上で、就学前施設と家庭、学校、地域とが目標を共有し、**子どもの多様な育ち**を地域ぐるみで見守る中で、子どもたちは自分自身の力を信じ、健やかに育っていくことができます。

就学前から学校教育に至るまで一貫した視野に立ち、子どもたちが輝かしく花開き、実を付けられるよう、次の通り基本理念を定めます。



## (2) 目指す子ども像

就学前教育・保育は、その後の就学期の基礎となるものであり、到達点は同じと考えます。

そこで、小田原市学校教育振興基本計画（平成 30 年 3 月改定）で定めた「目指す子ども像」を、公立幼稚園・保育所における目指す子ども像と同一のものとします。

これにより、乳幼児期から就学期まで、一貫した子ども像を持ち、それを目指していくことで、本市の教育・保育を一層充実したものとしたいと考えています。

### 未来を創るたくましい子ども

## (3) 就学前において重視する五つの側面

就学前の乳幼児期は、その後の教育につながる基礎を培う大切な時期です。たくましく生きる力の基礎をつくるため、身近なひとや友達との様々な生活や遊びを通じ、確かな学力につながる学びの芽生え、豊かな人間性を育む身近なひととの関わり、健康や体力につながる運動や生活習慣などを培うことが必要です。

公立幼稚園・保育所においては、目指す子ども像「未来を創るたくましい子ども」を育むため、「就学前において重視する五つの側面」を重視し、その成長が図られるよう環境を整えます。

### 自ら考え表現する力

必要な情報を選択し、結論を導き出すために自ら思考し、判断し、表現する力の基礎を培います。

<取組の視点>

- 生活や遊びを通して感じたことや考えたことなどを、様々な表現方法で自由に表現することを楽しむ。
- 興味や関心をもったことに主体的に関わったり、そのことを遊びに取り入れたりする。
- 経験したことを取り入れたり、身近な物や用具などの性質や仕組みを活かしたりして遊びや課題に取り組む。
- 「遊び」や「生活」の中で、いろいろな不思議や疑問を見つける。
- 自分の考えを相手に分かるように伝え、友達と一緒に工夫して遊ぶ。
- 危険な場所、危険な遊び方が分かり、自分で気をつけて行動する。

### 命を大切にできる心

共感したり感動したりする体験を重ね、命を大切にできる心を育みます。

<取組の視点>

- 愛され支えられる中で、ひとを大切に思うことに気付く。
- 動植物など命のあるものを大切にできる。
- 友達と互いの良さを感じながら協力したり、一緒に考えたりしながら遊びを進める。
- 友達の思いや考えを受け止め、相手の気持ちを大切に考えながら行動する。
- 相手も自分も気持ちよく過ごすために、してよいことと悪いことの区別などを考えたり、自分の気持ちを調整したりして行動する。

### 健やかな心と体

基本的な生活習慣を確立し、自分にとって望ましい食習慣と運動習慣を身に付け健やかな心と体を育みます

<取組の視点>

- 保育者や友達と触れ合い、安定感を持って行動する。
- 友達や保育者と一緒に楽しく食べたり、ぐっすり寝たりする体験を通し、自分の体が心地よい状態に気づく。
- 戸外で元気よく遊び、いろいろな遊びの場面で、体を動かす楽しさに気づく。
- 衣服の着脱、食事、排泄、片付けなど生活に必要な活動の必要性に気づき、自分のことは自分でする。
- 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。

### ふるさとへの愛

郷土の自然・歴史・文化や人々の営みに触れ、自己形成の土台の一つとなるふるさとへの愛を育みます。

<取組の視点>

- 身近なひとや自然、地域の行事などに関心を持つ。
- 季節の変化に気づき、遊びや生活に取り入れようとする。
- 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろなひとに親しみを持つ。

### 夢への挑戦

自分の可能性を信じ、夢に向かって挑戦する心を育みます。

<取組の視点>

- 身近なひとへの憧れの気持ちを持つ。
- 自分の好きなこと、夢中になれることを見つけられる。
- 自分の思いに向かって繰り返し考えたり、試したりしながら最後までやり通す。
- 達成感を得たり他者から認められたりしながら自信をもち、いろいろなことへの関心や意欲を持つ。

## (4) 就学前における養護の重要性

### ① 養護の定義

生涯にわたる人格形成の基礎が培われる乳幼児期においては、生理的な欲求が満たされ安心して過ごすことができる環境のもとで、保護者を始めとする身近な大人との愛着形成を通して信頼関係を育み情緒の安定が図られていることが重要です。

就学前教育・保育においては、これらの育ちを支えるために保育者が行う援助や関わりを「養護」と定義しています。

## ② 養護の重要性

就学前において子ども自身が主体的な活動を通して育っていくためには、その前提として、安全な環境の下での養護を通して、一人ひとりの自我が形成されていることが必要です。

その上で、子どもたちは、生活と遊びによる総合的な営みを通して、相互に影響し育っていくものであり、子どもが自分自身で考え行動を起こすといった場面においても、安心感や信頼感に基づく養護的な基盤や環境があるからこそ、子どもたちは新しい学びに向かっていくことができます。

このように、生命の保持と情緒の安定がしっかりと保たれている「養護」が基盤にあることで、「教育」が成り立つのであり、「養護」と「教育」は一体的であることが重要と考えます。

そこで、養護の重要性を次のように整理し、就学前教育・保育における基盤として位置づけます。

**就学前の教育の充実を図っていく前提として、子どもたちの生命の保持と情緒の安定が十分に得られるよう、養護に関するねらいや内容を踏まえた援助や関わりがなされていることが重要です。**

**特に3歳未満の乳幼児や、生活時間の多くを保育所等で過ごす保育の必要な子どもたちにおいては、養護と教育が一体的に行われる必要があり、家庭とも密接に連携をとりながら、子どもたちが安心して育つことができる環境を整えていくことが必要です。**

## 5. 公立幼稚園・保育所の今後のあり方

### (1) 公立施設が果たす役割

本市の就学前教育・保育は、従前から民間施設が中心になって取組まれてきており、公立施設は、児童人口が急増した昭和40年代から50年代にかけて、量的・区域的な不足を補うことを目的に整備されましたが、現在では施設の老朽化や、幼稚園では園児数の減少が深刻な課題になっています。

また、待機児童解消に向けて民間の取組を中心に保育の受け皿確保を進めてきましたが、公立幼稚園の利用減や将来の児童人口の減少を見据えた施設機能の見直し、就学前教育・保育の重要性の観点からの質の充実に向けた対応も必要になってきています。

本市は公立幼稚園・保育所の両方を運営してきたことから、質の向上・確保に対しては、それぞれにノウハウや経験を蓄積しており、それらを統合し活用できるという優位な環境にあります。

こうした点を踏まえ、公立施設は、就学前教育・保育の課題対応や質の向上に向け、次のような役割を担うとともに、今後、民間施設との協働により、市全体の就学前教育・保育環境の向上に努めていきたいと考えています。

#### ① 就学前教育・保育の一体的な実践に基づく研究機能としての役割

0～6歳の乳幼児期の育ち・学びの環境の重要性についての社会的な認識が高まる中、質の高い就学前教育・保育を一体的に提供していくことが、就学後の子どもの学びと育ちにも大きな影響を与えていると言われています。就学前教育・保育の質の向上に向け、これまで公立幼稚園・保育所が蓄

積してきた知見を取りまとめ、教育・保育の一体的な実践を通して一層のブラッシュアップを図り、継承していくことが重要です。また、大学や研究機関等と連携を図り、研究から得られた成果やノウハウを、研修会等を通じて教育・保育の現場に還元していくことが重要であると考えています。

本市が以前から幼保一体化の具体的な姿として検討してきた認定こども園は、保育の必要性の区別なく適正規模の環境で、教育・保育を一体的に受けられることから、質の向上に向けた実践・研究活動の場として最適な施設です。

そこで、まずは認定こども園モデル園を整備・新設し、「教育・保育共通カリキュラム」に基づく教育・保育の一体的な提供を実践するとともに、他の施設や機関とも連携しながら研究機能を深め、その成果は民間施設とも共有していきます。

なお、認定こども園の整備にあたっては、公立施設の老朽化や利用状況、ニーズ見込みを踏まえた統合・廃止を同時に実施することを前提とします。

また、質の高い幼児教育・保育の実現のためには、保育者の「専門性」と「経験」が重要であり、その前提として、生き生きと前向きに働くことができる就労環境が必要であることから、職員の働き方改革を進め、働きやすい環境づくりを進めていきます。

## ②インクルーシブな環境づくりに対する役割

障がいのあるなしにかかわらず、すべての子どもが同じ場でともに学び育つインクルーシブな就学前教育・保育の場が求められています。

多様性に配慮した教育・保育環境の充実に向け、公立施設では、受入体制の拡充やノウハウの蓄積、保育者の意識やスキルの向上を通して、積極的な受け入れを進めるとともに、療育機関や学校等との連携体制の充実を図っていきます。また、平成32年4月に開設予定の（仮称）おだわら子ども教育支援センターでの児童や保護者との相談や支援とともに、一体的な支援環境づくりを図ります。

このようなインクルーシブ環境の向上に向け、民間団体等とも協力関係を持ちながら、得られた知見を民間施設とも共有していくことで、本市全体のインクルーシブ環境づくりに努めます。

## ③幼保小の連携、地域との連携促進におけるハブ的な役割

子どもの健やかな育ちためには、就学前から就学後までを見据えた一貫性のある就学前教育・保育を提供していくことが大切であり、就学前教育・保育と小学校との円滑な接続について一層の充実が求められています。

就学前施設は、現在でも個々に小学校との連携を図っており、円滑な接続に努めています。市の様々な施策を踏まえ、幼保小の連携や様々な関係機関との連携を効果的に行う上では、こうした連携や運営が行いやすい公立施設がハブとしての役割を果たすことで、幼稚園、保育所小学校の連携を促進し、円滑に接続できるような環境を整えていきます。

また、就学前施設では、地域でのひととの関わりや体験を通して、子どもたちの意欲や好奇心、社会性、地域への愛着を育てていきます。

公立施設がこれまで培ってきた地域とのつながりを生かし、就学前施設と地域をつなぐハブとしての役割を果たすことで、地域資源を子どもたちの学びに生かし、子どもたちがより豊かに学び育つ環境を整えていきます。また、子どもたちの成長を地域全体で支えるという意識の醸成が図れるよう取り組んでいきます。

#### ④地域の子育て支援の拠点としての役割

就学前施設には、子育て支援の役割があり、子育てに参加する楽しさや幼児教育の意味などを発信したり、保護者同士の交流を促進したり、保護者自身の成長を支える場として、各園で取組が進められています。保護者の子育てに対する負担感や不安感を和らげ、保護者と子どもとの関わりを見守りながら、保護者自身の成長を支えられるような取組の一層の充実を図っていくことが必要です。それが子どもへの虐待を防ぐ役割にもなるものと考えています。

また、公立施設においては、これまでも園庭開放や地域の育児サークル等との連携により、その充実に努めてきましたが、これまで公立施設で培ってきたノウハウを生かし、民間施設と連携しながら、地域の子育て支援の拠点としての役割を担っていきます。

#### ⑤教育・保育ニーズを量的・地域的に補完する役割

従来から公立幼稚園・保育所は、教育・保育ニーズの量的あるいは地域的な受け皿不足に対する補完機能の役割を有してきました。現在では、各施設の設立時と比べ、ニーズの量や内容は大きく変化してきており、今後は少子化の進行により、子どもの数の減少が見込まれています。

このような状況の変化に合わせて、公立施設はニーズの減少に対する緩衝帯の役割を果たす必要があることから、ニーズの状況や民間施設の動向などを見据えるとともに、公共施設の総量削減の観点も踏まえ、公立施設として必要な施設種別や機能の見直し、統合・廃止を行っていきます。

## (2) 公立施設運営における今後の取組

上記の役割を踏まえ、具体的な取組についての検討を順次進めていきますが、特に次の2点については、公立幼稚園・保育所の運営における大きな転換点となる取組として、早期に重点的に進めていきます。

### ①施設の統合・廃止と認定こども園の開設

本市の公立幼稚園・保育所については、幼稚園の利用園児は減少傾向にあり、地域によっては子どもの健やかな育ちに必要な集団規模を確保することが難しい状況にある一方、保育所の利用園児は増加し、地域によっては定員を超えて受け入れざるを得ない状況にあり、教育・保育の質の充実・確保の観点からも、幼稚園・保育所の双方において集団の適正規模を考慮した施設配置を考えていく必要があります。

特に公立幼稚園においては、資源・経費の有効活用の観点からも、既存の園の統合・廃止を具体的に進めていく必要があります。一方、保育所においては保育ニーズへの対応は引き続き、待機児童対策を含めた取組を進めていく必要があることに加え、就学前教育・保育の一体的提供を通じた質の向上に取り組んでいくことが重要です。

そこで、複数の公立幼稚園の統合・廃止に合わせて、公立認定こども園モデル園を新設・整備する検討を始めます。本市では以前から、幼保一体化の具体の姿として、認定こども園の整備検討を行ってきましたが、様々な立場の子どもたちが一緒に過ごす場である認定こども園は、教育と保育の一体的な提供の場としても、質の高い保育の実践に向けた研究活動の場としても最適な施設であることから、教育・保育ニーズの状況や民間施設の動向などを踏まえ、認定こども園モデル園の場所や規模などを決定し、早期の整備に向けて準備を進めます。

認定こども園モデル園の設置以降については、認定こども園モデル園における効果の検証や保育ニーズの見込み、施設の老朽化の状況、地域特性、効率的な行財政運営の視点、民間施設の動向などを踏まえながら、施設整備種別や機能、統合・廃止の方針を判断していきます。



## ② 就学前教育と保育を管轄する組織の統合化

幼児教育・保育の質の向上を効果的かつ効率的に進めていく上では、両分野を一体的に管轄する担当部局として統合することが必要であることから、業務や体制の整理を行い、両分野の所管の組織統合を進めていきます。

また、現在、公立施設において別々に人事管理されている幼稚園教諭と保育士を一本化することで、教育・保育の知見の統合化を図り質の向上を図ります。また、より効率的な人事運用と教育・保育の知見の統合を行いやすい環境を整えていきます。

## 6. 今後のスケジュール

「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」を踏まえて、公立幼稚園・保育所の施設の統合・廃止や、認定こども園の開設についての具体的な検討を開始し、平成32年度から計画期間がスタートする新しい「小田原市子ども・子育て支援事業計画」（改定）の中に反映させていく予定です。

また、平成31年度には、「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」をベースに私立幼稚園・民間保育所等との意見交換を行い、民間施設等も含めた本市全体の就学前教育・保育のあり方について、整理を行っていきます。

報告第 2 号

事務の臨時代理の報告（平成 31 年 3 月補正予算（追加議案））について  
小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

平成 31 年 3 月 19 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

平成31年3月補正予算（その2）要求概要

(歳入)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容
(項) 国庫補助金 (目) 教育費補助金 (節) 中学校費補助金	18,500	大規模改造事業費補助金
(項) 市債 (目) 教育債 (節) 小学校債	4,700	義務教育施設整備事業債
(項) 市債 (目) 教育債 (節) 中学校債	67,800	義務教育施設整備事業債
合計	91,000	

(歳出)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容	財源内訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項) 中学校費 (目) 学校管理費	86,700	中学校教育環境整備経費 学校施設維持・管理事業 ・トイレ改修工事 (国府津、泉中学校) ・非構造部材(照明)改修工事 (酒匂、鴨宮中学校)	18,500	67,800	0	400
(項) 予備費 (目) 予備費	4,300	歳出予算要求額を歳入予算要求額と一致させるための措置	0	0	0	4,300
合計	91,000		18,500	67,800	0	4,700

(繰越明許費補正)

(単位：千円)

事業名	繰越額	財源内訳			
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
学校施設改修事業(小学校費) ・トイレ改修工事 (新玉、桜井、矢作小学校) ・非構造部材(照明)改修工事 (桜井小学校)	146,240	29,860	116,000	0	380
学校施設改修事業(中学校費) ・トイレ改修工事 (国府津、泉中学校) ・非構造部材(照明)改修工事 (酒匂、鴨宮中学校)	134,870	35,970	98,500	0	400

議案第19号

教育委員会職員の人事異動について

教育委員会職員の人事異動について、議決を求める。

平成31年3月19日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

## 教育委員会事務局職員等の異動資料（管理職員）

### 【3月31日付け退職者】

所属・職名	氏名	備考
教育部指導・相談担当課長・ 指導係長兼相談係長事務取扱	高田 秀樹	普通退職 (富水小学校教頭)
教育部 教育指導課指導主事	瀬戸 由里子	普通退職 (豊川小学校教頭)
教育部 教育指導課専門監	秋山 和美	定年退職
教育部 矢作幼稚園長	小川 恵子	定年退職

### 【4月1日付け異動】

(○印は昇任者)

新所属・職名	氏名	旧所属・職名	備考
理事・教育部長	内田 里美	教育部長	○
会計管理者・出納室長	川口 博幸	教育部 学校安全課長	他部局へ出向
福祉健康部 保険料担当課長	前島 正	教育部 教育総務課副課長	他部局へ出向 ○
福祉健康部障がい福祉課副課長・ 障がい者支援係長事務取扱	瀬戸 浩	教育部 教育指導課副課長	他部局へ出向
教育部 学校安全課長	鈴木 一彰	文化部 文化財課長	他部局から転入
教育部指導・相談担当課長・ 指導係長兼相談係長事務取扱	大須賀 剛	教育部 教育指導課指導主事	配置換
教育部 教育指導課指導主事	橋本 健治	(酒匂小学校総括教諭)	新採用
教育部 教育指導課指導主事	岩立 忠	(富士見小学校教諭)	新採用
教育部教育総務課副課長・ 総務係長事務取扱	府川 雅彦	子ども青少年部 子育て政策課副課長	他部局から転入
教育部学校安全課副課長・ 学校施設係長事務取扱	中津川 博之	文化部 文化政策課副課長	他部局から転入
教育部 教育指導課副課長	濱野 光利	病院管理局 医事課副課長	他部局から転入
教育部 東富水幼稚園長	渡部 ゆかり	教育部 報徳幼稚園長	配置換
教育部下中幼稚園長・ 下中幼稚園副園長事務取扱	久保寺 佳香	教育部 東富水幼稚園長	配置換
教育部 矢作幼稚園長	山田 加居	教育部 下中幼稚園長	配置換
教育部 報徳幼稚園長	岩崎 明美	教育部 矢作幼稚園副園長	配置換 ○